

かわしん

生体認証付

IC キャッシュカード

ご利用案内

偽造が困難な
ICチップ



生体認証を
用いた高度な
本人確認



安心・安全・新機能で便利に！

ICキャッシュカードご利用までの手続き

お申込み（窓口でお申し込みください。）

新規で申し込むだけでなく、今お持ちのキャッシュカードからの切替えも可能です。

■ご来店時にお持ちいただくもの

すでにお持ちの
キャッシュカードから
切替される場合

- 今お持ちのキャッシュカード
- お申込口座のお届印
- 本人確認資料

新たに口座を開設して
お申込みの場合

- お申込口座のお届印
- 本人確認資料

ICキャッシュカードの発行（郵便でお届けします。）

生体情報の登録前でもご利用いただけます。

生体情報の登録

生体情報登録のお願い

ICキャッシュカードは、高度な技術により、偽造、変造、スキミング等に対して安全性が高くなっておりますが、カードと暗証番号が同時に盗難された場合等は不正引出しのおそれもあります。より安全にご利用いただくためにも、できるだけ早く生体情報のご登録手続きをいただきますようお願いいたします。

※生体認証機能をご利用いただくために、生体情報（指静脈情報）の登録にご来店ください。

- お申込口座のお通帳
- お申込口座のお届印
- ICキャッシュカード
- 本人確認資料

以上、ご持参ください。

※代理人カードの場合は、ご本人さまと代理人さまご一緒のご来店が必要となります。
※生体認証の登録前でもICキャッシュカードはご利用いただけます。

すべてのお手続きが終了しました。当日よりご利用いただけます。

ICキャッシュカード発行手数料

■初回発行時（切替えを含む）…………… 無 料
ただし、ICローンカードの初回発行手数料は1,050円です。

■紛失等による再発行時 …………… 1,050円(税込)

ご利用口座

■普通預金（総合口座・無利息普通預金を含む）

■貯蓄預金

■カードローン

ご利用に関するご留意事項

- ICキャッシュカードは、印鑑や通帳と同様に大切にお取扱ってください。
- ICキャッシュカードを折り曲げたり、濡らしたり、高温の場所や強い磁気のあるところに置かないようにしてください。
- ICキャッシュカードを万一、紛失、汚損、破損された場合は、ただちに当金庫お取引店窓口へお届けください。
- ICキャッシュカードを他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。
- ICチップによるお取引は「ICキャッシュカード対応ATM」の表示のある当金庫ATMをご利用ください。
提携金融機関等で「ICキャッシュカード対応ATM」と表示のあるATMでもご利用いただけます。

暗証番号についてのご注意

- 暗証番号は他人に類推されにくい番号をお使いください。
生年月日、電話番号、自動車ナンバー、住所の番地、連番、同一番号など他人に類推されやすい番号をお使いの場合は、変更していただきますようお願いいたします。暗証番号の変更は当金庫ATMより簡単に行うことができます。
- 暗証番号は定期的に変更されることをおすすめします。
- 当金庫からお客さまの暗証番号をお尋ねすることはありません。
ご不審な場合は、ただちに当金庫お取引店にお問い合わせください。
- ATMご利用の際に暗証番号を後方から盗み見られたり、他人に知られたりしないようご注意ください。

お問い合わせ先

キャッシュカードや通帳、証書などを紛失されたり、盗まれた可能性がある場合には、ただちに当金庫お取引店またはATM監視センターへご連絡ください。

平日（8:45～17:30）

お取引店またはお近くの営業店

平日の時間外

0533-92-2366

土・日・祝日（24時間終日）

ATM監視センター

かわしん IC 生体認証付 キャッシュカードとは

偽造が困難な
ICチップ

プラス

生体認証を
用いた高度な
本人確認

安心

安全

新機能

ICカードのご案内

■ICチップのご案内

- ICチップは、情報が暗号化され、不正な読み取りがきわめて難しく、偽造されることが困難なことから、磁気ストライプより格段に安全性が高くなります。
- ICチップには、お客さまの預金口座情報、指の静脈情報(生体認証ICカードのみ)を登録します。
- ICチップによるお取引は、IC対応のATMでご利用いただけます。



■「生体認証対応ATM(指静脈)」をご利用の場合

お取引には、ICチップ内に記録されている生体情報と暗証番号を使用して厳格に本人確認を行います。

■ICキャッシュカード対応ATMでのお取引の場合

お取引には、ICチップと暗証番号を使用して厳格に本人確認を行います。

■ICキャッシュカード未対応ATMでのお取引の場合

お取引には、磁気ストライプと暗証番号を使用して本人確認を行います。

■提携金融機関の「生体認証ICキャッシュカードATM」

(全銀協標準仕様に準拠しているもの) についてもご利用いただけます。

※他行庫ATMでは、磁気ストライプでのお取引しかできない場合があります。

大きな安心をさらにプラス。

偽造や変造、不正な読み取りを困難にするICチップを埋め込み、セキュリティを一層強化させたキャッシュカードです。磁気ストライプのみを使用した従来のキャッシュカードに比べ、偽造防止に効果があり、ひとまわり大きな安心をプラスして便利にご利用いただけます。



ICキャッシュカード



ICローンカード

ご利用限度額について

ICキャッシュカードの安全性を高めるため、「ATM一日当たりのご利用限度額」を設定しています。

■ICキャッシュカード発行時の一日当たりのご利用限度額

生体認証機能によるお取引	500万円
ICチップ(生体認証機能以外)によるお取引	200万円
磁気ストライプによるお取引	200万円

※一日当たりのご利用限度額は、一日当たりの金額累計(他行庫での利用を含む)となります。

※生体認証・ICチップ・磁気ストライプの合算でのご利用限度額は500万円です。また、ICチップ・磁気ストライプの合算でのご利用限度額は200万円です。

※カード発行時の設定です。

- お客さまのご要望に応じて、一日当たりのご利用限度額を1万円単位で変更することができます。限度額引下げはお取引店の窓口と当金庫ATMでお取扱いします。限度額引上げについては、当金庫お取引店の窓口でお取扱いします。
- 他金融機関のATMを利用されないお客さまには、磁気ストライプ利用限度額を引下げることをお勧めいたします。(0円に変更される場合は、窓口でお取扱いします。)

《ご利用限度額変更例》

例えば、磁気ストライプによるご利用限度額を低めに設定しておけば、万一不正使用された場合でも被害を軽減することができます。

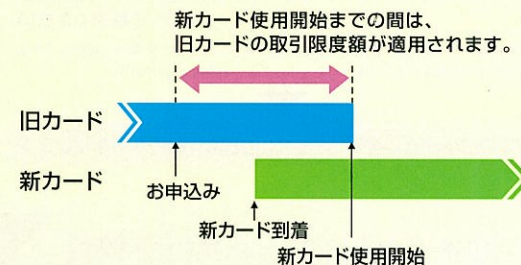
生体認証機能によるお取引	500万円
ICチップ(生体認証機能以外)によるお取引	200万円
磁気ストライプによるお取引	10万円

指静脈で本人確認

指静脈パターンは一人一人違い、生涯変わりません。当金庫の「生体認証対応ATM」では、ICチップ内に記録されている指静脈パターンと、ご利用者の指静脈パターンを照合する生体認証機能を採用しています。お客さまにはより安心してご利用いただけます。

切替・再発行のお客さまへ

犯罪防止のため、新しくお受け取りのICカードをATM等でご利用いただくと、旧カードは使用できなくなります。



※新カードご利用後、旧カードは、お取引店の窓口か、お客様の責任において処分願います。

ICキャッシュカード対応ATMのご案内

当金庫でのICチップによるお取引は、右記表示のあるICキャッシュカード対応ATMをご利用ください。

